

こんにちは

日本共産党
県議会活動報告
週刊ニュース

2016年7月31日 (NO. 893)



きらとみひこ

吉良富彦です

事務所

吉良富彦事務所 855-9439 愛宕商店街
議会控室 823-9524 県議会内

県民に責任を負わせ 県への協力を強要!

お上に従えとばかりに 「施策に協力するものとする」

●7月16日、高知県人権共闘の総会と学習会

が開かれ、梅田修滋賀大学名誉教授が「人権教育・啓発の動向と問題点」と題して講演。

高知県の「人権尊重の社会づくり条例」の第4条に「県民の責務」と明示。そこには、「県

民は…人権意識の向上に努めるとともに、県又は市町村が実施する施策に協力するものとする」と書かれており、私たち県民の判断より行政を上置く考え方の記述となっています。これは、「同和対策には文句を言うな」という事につながりかねず、特に「人権」の問題を扱う条例では極めて不適切な記述であると考えられます。

生活権の項目無し 「啓発」と「相談体制」だけ

●また、県の「人権施策基本方針」では、本来憲法25条に

明記されている生活権など、具体的な社会保障の施策事項が基本的に明示されるべきです。しかし、明示されているのは「啓発」と「相談」の推進と充実のみで、県民の期待にできていません。

部落差別解消に逆行 恣意的判断で固定化

●安倍自公政権は「部落差別の解消に関する法律案」を

この国会会期末5月に突如として提案。前提として人権侵害が広がっているとして、具体的な事実も示さず、しかも、「部落差別」とは何かも定義せず政府や誰かが言えばそうなるという極めて問題な内容を含んでいます。必ず廃案にさせましょう。



●伊方原発再稼働許すな

現地で全国集会開かれる

冷却水のポンプの不具合が明らかになった伊方原発3号機。電力は足りているし、1号機に続いて廃炉にすることが最も現実的な選択です。24日に伊方で開かれた再稼働許さない全国集会に高知からも多くが参加しました。

●ビキニ被災船についての学習会

7月31日1時～4時
高知大学1号館2階
高校生と被災船の実態を調べ初め30年。

キラリン にやんでも通信



山下正寿先生がこの間の国家賠償へ至る取り組みの全容をお話します。本日で是非ご参加を!

無料法律・生活相談

- 8月18日(木)午後6時～8時
 - 皿田幸憲弁護士(高知法律事務所)
 - 場所 愛宕商店街吉良事務所
- 問合せ: 088-855-9439
※毎月第2木曜日/お気軽にご利用下さい